

ふるさと融資 Q & A

平成 2 5 年 4 月

財団法人地域総合整備財団

はじめに

1 Q & A (本冊子) について

本冊子「ふるさと融資Q & A」は、ふるさと融資制度に関するこれまでの質疑応答や取扱方針をまとめたものです。

ふるさと融資のご利用にあたりましては、本冊子をご活用いただきますとともに、内容につき、疑問等がございましたら、当財団までご照会いただきますようお願いいたします。

2 用語について

本冊子中、「要綱」「貸付団体」「過疎地域等」とあるのは、それぞれ以下のとおりですので、ご注意ください。

「要綱」…………… 地域総合整備資金貸付要綱をいう。

「貸付団体」…………… ふるさと融資の貸付を行う地方公共団体をいう。

「過疎地域等」…………… 過疎地域（みなし過疎地域を含む）、離島地域（離島振興対策実施地域、奄美群島、小笠原諸島、沖縄県の離島をいう。）及び特別豪雪地帯並びに定住自立圏をいう。

目 次

I 制 度

1 貸付対象費用

- Q 1 要綱第2条第1号に規定する「設備の取得等に係る費用」の内容は、どのようなものか。1
- Q 2 要綱第2条第2号に規定する「試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用」の内容は、どのようなものか。1
- Q 3 無形固定資産の具体例は何か。1
- Q 4 「設備の取得等」にかかる消費税は貸付対象費用に含まれるか。1

2 貸付対象事業

(1) 公益性について

- Q 5 要綱第3条第1項第1号の「公益性」とはだれが判断するのか。2

(2) 事業採算性及び低収益性について

- Q 6 要綱第3条第1項第1号の「事業採算性」、「低収益性」を貸付要件としているのはなぜか。2
- Q 7 一般社団法人及び一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人、特例民法法人が事業を行う場合でも事業採算性によって融資の可否が判断されるのか。2

(3) 雇用要件について

- Q 8 要綱第3条第1項第2号の雇用要件判定上の「事業地域」とはどこまでの範囲か。2
- Q 9 要綱第3条第1項第2号における雇用人数にはパートも含むのか。その場合の算入方法はどうか。3
- Q 10 貸付対象事業における新規雇用者増加の判定はどの時点からか。3
- Q 11 借入申請者が建物を建設し第三者に賃貸又は業務の一部を委託するなどの場合に、貸借人等においては雇用増加が図られるが、借入申請者においては雇用要件を満たさない場合は、当該建物の建設は貸付対象事業となるか。3
- Q 12 他者からの中古資産の買取りは、貸付対象事業となり得るか。また、この場合雇用要件上の新規雇用者数をどのように算出するのか。3
- Q 13 借入申請者が他の事業地域から建物・設備等を移転する場合は、貸付対象事業となるか。また、この場合雇用要件上の新規雇用者数をどのように算

出すのか。	4
Q14 借入事業者が建物等を建て替える場合は貸付対象事業となるか。	4

(4) 貸付対象事業の範囲等について

Q15 貸付対象事業の具体例を挙げてほしい。	4
Q16 既存施設の拡張や改修でも貸付対象事業となり得るか。	5
Q17 将来的に第三者へ譲渡や寄付を予定している施設は貸付対象事業となり得るか。	5
Q18 ホテル内に風俗営業に該当する施設を設置する場合、建設しようとするホテルの全体が対象外となるのか。使用面積割合による考え方は可能か。	5

(5) 複数年度にわたる事業等の取り扱いについて

Q19 工事が複数年度にわたる事業は、貸付対象事業になるか。	5
Q20 工事が複数年度にわたる事業において、複数年度分を一括して最終年度に貸し付けることは可能か。	6
Q21 工事が複数年度にわたる事業において、途中で貸付を行わない年度が生じてもよいか。	6
Q22 前年度までに事業が完了している事業は、貸付対象事業となるか。	6

(6) 用地取得に係る取り扱いについて

Q23 「用地取得費」の範囲はどうか。	6
Q24 要綱第3条第1項第4号における「用地取得等契約」の「等」とは何か。	7
Q25 自社所有地への設備投資は貸付対象事業となるか。その場合、要綱第3条第1項第4号における営業開始要件の取扱いはどうなるのか。	7
Q26 用地取得の契約が2本以上になる場合、要綱第3条第1項第4号における「5年以内に貸付対象事業の営業開始」の取扱いはどうか。	7
Q27 初年度が用地取得のみの場合でも貸付は可能か。	7

(7) 施設整備及び償還に係る資金について

Q28 設備投資に会員権販売代金を充当するような事業は貸付対象事業となり得るか。	7
Q29 ふるさと融資又は民間金融機関等借入金の償還元金相当額に対して地方公共団体の補助が予定されている事業は貸付対象事業となり得るか。	8
Q30 地方公共団体からの収入がある事業は、貸付対象事業となり得るか。	8

(8) 社会福祉施設整備事業の取り扱いについて

Q31 社会福祉施設の整備は、貸付対象事業となり得るか。	8
Q32 養護老人ホームの建設は、貸付対象事業となり得るか。	8

Q33	サービス付き高齢者向け住宅の建設は、貸付対象事業となり得るか。	8
-----	---------------------------------------	---

3 貸付対象者

Q34	要綱第4条における「法人格を有する団体」とは何か。	9
Q35	個人や任意団体は貸付対象事業者となるか。	9
Q36	JRは貸付対象事業者となり得るか。	9
Q37	第三セクターは地方公共団体の出資割合に関係なく貸付対象事業者となり得るか。	10
Q38	金融業を営む者は貸付対象事業者となり得るか。	10
Q39	法人として設立される前に借入申込をすることができるか。	10
Q40	同一事業者の行う複数の事業に対してふるさと融資を行うことは可能か。また、一事業者当たりのふるさと融資の限度額はあるのか。	10
Q41	複数の法人を連帯債務者とすることによりふるさと融資を行うことは可能か。	10

4 貸付主体

Q42	同一案件について都道府県と市町村の両方からの借入れは可能か。	11
-----	--------------------------------------	----

5 貸付額

(1) 上限額について

Q43	「貸付対象事業が年度を越えて実施される場合であって、当該貸付対象事業が複数の施設を一体的・複合的に整備するものである場合」とは、どのような場合か。	12
Q44	要綱第5条第6項にいう地域再生計画認定地域とは、どの地域を指すのか。	12
Q45	要綱第5条第7項にいう定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総務事務次官通知）に基づき協定を締結した中心市及び周辺市町村において実施される貸付対象事業とは、どのような事業を指すのか。	13
Q46	要綱第5条第7項に定められている、定住自立圏における融資比率・融資限度額の引き上げ措置を適用するためには、いつまでに協定又はビジョンが締結（策定）されている必要があるか。	13

(2) 用地取得費等の算入限度額について

Q47	用地取得費の算入限度額の解釈について、具体例を挙げて説明してほしい	14
Q48	付随費用の算入限度額の解釈について、具体例を挙げて説明してほしい。	14

6 貸付期間等

- Q49 ふるさと融資の貸付期間は、15年以内であれば何年でもよいのか。.....15

7 債権の保全等

- Q50 要綱第10条の「民間金融機関等確実な保証人」の範囲を示してほしい。.....16
- Q51 本制度における保証はどのような性格のものなのか。.....16
- Q52 事業者等自体が東証一部上場企業である場合などは、保証は必ずしも必要ないのではないか。.....16
- Q53 保証はふるさと融資の100%について必要か。.....16
- Q54 事業が複数年度にわたる案件について、年度により異なった保証人をたてることは可能か。.....17
- Q55 地方公共団体が保証金融機関等との間でふるさと融資に係る損失補償契約を締結することは可能か。.....17
- Q56 保証料のガイドラインはないのか。.....17
- Q57 物的担保は民間金融機関等の保証があるので不要であるが、財団あるいは貸付団体として保証金融機関と事業者等の間の担保関係の把握はどうするのか。.....17

8 民間金融機関等借入金

- Q58 民間金融機関等からの借入を行わずに、ふるさと融資を利用することができるか。.....18
- Q59 民間金融機関等借入金の貸付期間及び据置期間は、それぞれふるさと融資の貸付期間及び据置期間と合わせなければならないのか。.....18
- Q60 地方公共団体からの借入を民間金融機関等借入金に含めることができるか。.....18
- Q61 グループ会社等からの借入を民間金融機関等借入金に含めることはできるか。.....18
- Q62 入居保証金、建設協力金、転換社債及び補助金・助成金を民間金融機関等借入金に含めることができるか。.....18
- Q63 工業用地等を、割賦支払い方式で譲渡を受ける場合、当該債務を民間金融機関等借入金に含めることができるか。.....18
- Q64 地方公共団体が民間金融機関等借入金部分に損失補償を行っている場合、ふるさと融資の対象となるか。.....19

9 財政措置等

Q65	地域総合整備資金貸付事業に係る交付税措置の内容はどうか。	20
Q66	地方債の一般事業（地域総合整備資金貸付）のレートは全国一律か。	20
Q67	実質公債費比率が18%以上の地方公共団体は、本制度を利用できないのか。	20
Q68	貸付団体が借入人から地方債の利息の交付税不算入額相当額を寄付金等の名目で義務付け徴することは可能か。	20

II 融資の申込から貸付実行までの手続き

1 融資の申込及び地方公共団体における検討

Q69	複数の都道府県、市町村にまたがる案件の申請はどこへ行うべきか。	21
Q70	市町村の貸付限度額未満の案件は都道府県、市町村のいずれに申し込んでよいのか。	21
Q71	ある案件について、事業ごとに区分して資金計画を立てているが、そのうち1事業のみを貸付対象事業とすることは可能か。	21
Q72	事業の着手時期についての留意点はあるか。	21
Q73	要綱は各地方公共団体ごとに制定しなければならないのか。	22
Q74	地方公共団体が要綱を作成するに当たっての留意事項は何か。	22
Q75	地域振興民間能力活用事業計画を作成するに当たっての留意事項は何か。	22

2 案件の財団への送付

Q76	地方公共団体が財団へ案件を提出する時期はいつか。	23
Q77	民間金融機関等借入金の融資機関、保証金融機関等が未定で財団に総合的な調査・検討依頼書を提出してもよいのか。	23
Q78	要綱第14条にいう「その他貸付審査に当たり必要な補足資料」とは何か。	23

3 財団における総合的な調査・検討

Q79	財団の総合的な調査・検討に際して、その事業についての実査は行われるのか。また、経営者に対するヒアリングは行われるのか。	24
Q80	地方公共団体が定めた「地域振興民間能力活用事業計画」について、財団の総合的な調査・検討を経るなかで、計画に一部修正が生じた場合、同事業計画を修正する必要はあるのか。	24
Q81	貸付対象事業として不適当と判断された場合、再度計画を変更して申請してよいか。	24

Q 82	後年度に実施される事業について、財団において総合的な調査・検討を行うことは可能か。	24
Q 83	財団における「案件検討会」とは何か。	24
Q 84	「地方公共団体金融機構地方支援調査委員会」とは何か。	24
Q 85	財団の総合的な調査・検討に先立って、ふるさと融資に係る予算措置は必要か。	25

4 貸付決定から貸付実行までの手続き等

(1) 貸付決定及び通知

Q 86	複数年度にわたる貸付けの場合、(1)貸付決定通知、(2)金銭消費貸借契約の締結は年度ごとに行うのか。	26
Q 87	財団の調査・検討の結果は、地方公共団体あてにどのような形式で通知されるのか。	26
Q 88	財団からの調査・検討結果の通知後、地方公共団体が貸付決定するまでの間に、事業計画や資金計画に変更があった場合、どのように処理することが妥当か。	27

(2) 貸付事務委託契約

Q 89	財団との事務委託契約の締結に当たって、どのような書類が必要か。	27
Q 90	貸付事務包括委託契約に基づき財団が委託を受ける範囲はどこまでか。	27
Q 91	貸付事務包括委託契約は、必ず締結するのか。	27
Q 92	貸付事務包括委託契約は、案件ごとに締結するのか。	27
Q 93	事務委託契約を貸付事務包括委託契約へ改正（平成23年4月1日）したことに伴い、既に貸付実行した案件に係る事務委託契約は、新たに貸付事務包括委託契約を締結し直す必要があるのか。	28
Q 94	徴収事務の委託について告示は必要か。	28
Q 95	貸付事務包括委託契約はいつまでに締結しなくてはならないのか。	28

(3) 貸付実行

Q 96	ふるさと融資の貸付実行に当たって、留意すべき事項は何か。	29
Q 97	貸付対象事業費の支払い又は民間金融機関等からの借入が、年度末までに完了しなくなった場合の貸付実行はどのようになるのか。	29
Q 98	借入人に対する資金交付はいつの時点をもって行われたことになるのか。	29
Q 99	金銭消費貸借契約時に印鑑証明書を徴求するに際しての留意事項は何か。	29
Q 100	第三セクターの代表者が貸付団体の長である場合、金銭消費貸借契約締結上の留意点は何か。	30
Q 101	金銭消費貸借契約締結時に借入人から取締役会議事録の写しを徴するのは	

どのような場合か。	30
Q102 金銭消費貸借契約証書一般約款第11条の「契約に関する一切の費用」とはどのような費用をいうのか。	31
Q103 金銭消費貸借契約証書一般約款第8条の「数個の給付をなすべき場合」、「甲からの借入金債務が他にもある場合」とは、それぞれどのような場合か。	31
Q104 金銭消費貸借契約締結時に借入人、保証人に対して交付する書類にはどのようなものがあるのか。	31
Q105 金銭消費貸借契約証書における印紙は正本、副本ともに必要か。	31
Q106 金銭消費貸借契約証書の誤記はどのような方法で訂正するのか。	32
Q107 保証書はだれの名前で差し入れられるのか。	32
Q108 貸付団体から借入人の口座に資金が届くまでどれくらいの時間を要するのか。	32
Q109 貸付実行に関して、事務委託契約の各条項による書類以外に、貸付団体の財務規則上、必要な書類等がある場合、財団はどのように対応するのか。	33
Q110 貸付対象事業が遅延したため、予算上、当該貸付金について繰越措置を行う場合、どのようにすればよいのか。	33
Q111 貸付団体が本制度に係る特別会計を設ける必要はあるか。	33

(4) 借入人からの報告等

Q112 計画どおり事業が遂行されたか否かの確認は、だれがどのように行うのか。	33
Q113 雇用確保の事後確認はどのように行うのか。	33

Ⅲ 貸付金の管理等

1 貸付金の償還

Q114 償還事務の流れはどのようになるのか。	34
Q115 借入人が償還を行う場合、どの時点で償還があったとみるのか。	34
Q116 借入人は金銭消費貸借契約証書記載の償還期日でないと償還を行えないのか。	34
Q117 償還期日が休日又は銀行の休業日に当たる場合、償還期日は当然に翌営業日となるのか。	34
Q118 借入人が償還金を財団に払い込む場合、手数料等はだれの負担となるのか。	35
Q119 借入人が貸付金に係る債務のすべてを返済した場合、貸付団体はどのような事務を行うのか。	35

2 延滞及び遅延利息等

Q 120	償還が一日でも遅れると遅延利息が発生するのか。	36
Q 121	繰上償還金が償還期日に償還されない場合も遅延利息は発生するのか。	36
Q 122	本制度上の遅延利息は自治法上の延滞金と異なるのか。	36
Q 123	延滞が発生した場合、貸付団体はどのように対応すればよいか。	36
Q 124	貸付金の償還が遅れ、償還すべき元本と遅延利息の合計額に満たない資金 の払込みがなされた場合、元本と遅延利息のどちらに先に充当するのか。	36

3 繰上償還等

Q 125	繰上償還の請求を行うかどうかの判断はだれが行うのか。	37
Q 126	繰上償還請求決定通知書及び督促状等の送達は、貸付団体が直接行うのか、 財団に行わせるのか。	37
Q 127	繰上償還事由に地域振興民間能力活用事業計画違反を挙げているが、借入 人との間に拘束力はあるのか。	37
Q 128	借入人の側から繰上償還したい旨の申し出があった場合、どのように対応 するのか。	37
Q 129	保証債務履行請求の時期はいつか。	37
Q 130	繰上償還の場合におけるふるさと融資に関する地方財政措置の取扱いはど うか。	38

4 貸付条件等の変更・借入人からの報告等

Q 131	金銭消費貸借契約一般約款第 9 条第 5 項により報告義務のある「乙（事業 者）又は保証人の資産若しくは事業の状況に重大な変化が生じたとき」と は具体的にどのようなときか。	39
Q 132	借入人が、最終期限の延長や償還金額の軽減等の貸付条件の変更を希望し た場合は、どのように対応したらよいか。	39
Q 133	借入人が東日本大震災の被害により貸付条件の変更を希望した場合は、ど のように対応したらよいか。	39
Q 134	ふるさと融資実行後、民間金融機関等借入金部分の一部について他の民間 金融機関等が肩代わりすることは可能か。	40
Q 135	本制度の貸付金が対象借入総額の 20%（過疎地域等 25%）以下である ことをどのようにして確認するのか。	40
Q 136	金銭消費貸借契約証書一般約款第 9 条第 4 項の決算書類とはどのような書 類をいうか。	40

I 制度

1 貸付対象費用

Q 1 要綱第2条第1号に規定する「設備の取得等に係る費用」の内容は、どのようなものか。

A 次のものをいう。

- 1 施設・建物の建設、取得、整備、改良及び補修
 - 2 土地の取得及び造成等
 - 3 事業に不可欠な動産の取得
 - 4 上記とあわせて取得される無形固定資産（Q3参照）
- なお、運転資金は含まれない。

Q 2 要綱第2条第2号に規定する「試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用」の内容は、どのようなものか。

A 要綱第2条第1号に規定する「設備の取得等」に伴い、貸付対象事業の着工後から完了までに、当該事業にかかる試験研究や開発に要する費用、営業開始準備のために支出する費用等のうち、人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料に該当するものに限る。

Q 3 無形固定資産の具体例は何か。

A 無形固定資産は土地・建物・機械設備等の取得に伴いそれ自体の価値・効用を高めるためのものである。

〈例〉

借地権又は建物の賃借権の取得費用、当該設備による業務に必要な特許権等又は業務処理に必要なソフトウェアの取得（又は製作）費用。

Q 4 「設備の取得等」にかかる消費税は貸付対象費用に含まれるか。

A 消費税は貸付対象費用に含まれない。

2 貸付対象事業

(1) 公益性について

Q 5 要綱第3条第1項第1号の「公益性」とはだれが判断するのか。

A 当該事業の地域振興効果等、客観的に個々の事例に即して、貸付を行う地方公共団体において、当該地域の実情に基づいた判断を行う。

(2) 事業採算性及び低収益性について

Q 6 要綱第3条第1項第1号の「事業採算性」、「低収益性」を貸付要件としているのはなぜか。

A 事業採算が全く期待できないものや、明らかに大幅な黒字が見込まれるような案件を除外するということ、すなわち適度の事業収益性が求められるという趣旨である。

Q 7 一般社団法人及び一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人、特例民法法人が事業を行う場合でも事業採算性によって融資の可否が判断されるのか。

A これらの法人が行う場合であっても、事業採算性の判断は行われる。

(3) 雇用要件について

Q 8 要綱第3条第1項第2号の雇用要件判定上の「事業地域」とはどこまでの範囲か。

A 貸付対象事業を実施した地域の周辺ということであって、必ずしも当該対象施設内や行政区域にとらわれる必要はなく弾力的に判断すべきである。

Q9 要綱第3条第1項第2号における雇用人数にはパートも含むのか。その場合の算入方法はどうか。

A パートは常勤換算（1人1日当たり8時間労働）をしたうえ、雇用人数に算入することができる。

例：4時間のパートタイマー2人
3時間のパートタイマー6人

$$\frac{4 \times 2 + 3 \times 6}{8} = 3.25 \rightarrow \text{雇用に3人を算入}$$

Q10 貸付対象事業における新規雇用者増加の判定はどの時点からか。

A 貸付対象事業の本格的な営業開始時まで増加する必要がある。

Q11 借入申請者が建物を建設し第三者に賃貸又は業務の一部を委託するなどの場合に、賃借人等においては雇用増加が図られるが、借入申請者においては雇用要件を満たさない場合は、当該建物の建設は貸付対象事業となるか。

A 直接雇用のほか、テナントや業務委託等による雇用の間接雇用も貸付要綱で定める雇用人数に算入することにより要件を満たす場合は、当該事業は貸付対象事業となり得る。

Q12 他者からの中古資産の買取りは、貸付対象事業となり得るか。また、この場合雇用要件上の新規雇用者数をどのように算出するのか。

A 新規雇用者の増加等、本制度の要件を満たす場合には、貸付対象事業となり得る。

また、中心市街地の衰退により雇用の継続が危ぶまれる事業に係る中古資産や、地域経済に影響の大きい旅館・工場等の買取りについては、その買取りがなければ失われる恐れがある雇用の維持・確保が見込まれる場合、その人数を雇用要件上の新規雇用者数に算入できる。

Q13 借入申請者が他の事業地域から建物・設備等を移転する場合は、貸付対象事業となるか。また、この場合雇用要件上の新規雇用者数をどのように算出するのか。

A 貸付対象事業となり得る。移転前の雇用者については、次による。

- 1 他の市町村の地域から移転する場合、移転先では全て新規雇用者数として算入する。
- 2 同一市町村内で移転する場合であっても、その移転が、地方公共団体の土地利用政策や産業・雇用政策等への寄与が大きいと考えられる場合、雇用が維持される人数を新規雇用者数として算入する。

Q14 借入事業者が建物等を建て替える場合は貸付対象事業となるか。

A 新規雇用者の増加等、本制度で定める要件を満たす場合には、貸付対象事業となり得る。

(4) 貸付対象事業の範囲等について

Q15 貸付対象事業の具体例を挙げてほしい。

A 本制度では、要綱第3条に定める要件を満たす事業であれば、基本的にすべて対象となり得る。具体例については、財団の発行する事例集を参照願いたい。

(参考) 地域総合整備資金貸付要綱

(貸付対象事業)

第3条 貸付の対象となる事業は、地方公共団体が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられた民間事業者等による事業であって、次の各号のすべてに該当するものとする。

- 一 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの
- 二 事業の営業開始に伴い、事業地域内において都道府県及び指定都市にあつては10人以上、市町村（指定都市を除く。以下同じ。）にあつては5人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの
- 三 事業の貸付対象費用の総額（用地取得費を除く。）が2千5百万円以上のもの
- 四 用地取得等契約後5年以内に事業の営業開始が行われるもの

2 前項に規定する事業のうち、次の各号に掲げる施設を整備する事業は原則として貸付対象から除外する。

- 一 第三者に売却又は分譲することを予定する施設
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に供される施設

Q16 既存施設の拡張や改修でも貸付対象事業となり得るか。

A 新規雇用者の増加等、本制度の要件を満たす場合には、貸付対象事業となり得る。

Q17 将来的に第三者へ譲渡や寄付を予定している施設は貸付対象事業となり得るか。

A 要綱第3条第2項第1号に規定されているとおり、対価の有無にかかわらず当初からふるさと融資の償還期間中に第三者への譲渡等を前提とした設備は貸付対象事業となり得ない。

Q18 ホテル内に風俗営業に該当する施設を設置する場合、建設しようとするホテルの全体が対象外となるのか。使用面積割合による考え方は可能か。

A ホテル全体を対象外とする必要はなく、使用床面積等により風俗営業部分を除いて対象とすることは可能である。ただし、風俗営業部分が相当大きな比重を占める場合等「公益性」の観点から対象とすることがふさわしくないケースも考えられる。

（5）複数年度にわたる事業等の取り扱いについて

Q19 工事が複数年度にわたる事業は、貸付対象事業になるか。

A 工事が複数年度にわたる事業については、そのうち連続する4ヶ年度分の工事に係るものが貸付対象事業となる。

申請から貸付実行に至るまでの手続き等については、原則として、年度毎に個別に行う必要がある。ただし、事業者が希望し、地方公共団体が認める場合、借入申込及び総合的な調査・検討依頼は、当該年度及び次年度分の2か年度分について行うことができる。この場合、財団は地方公共団体に対し、2か年度分の総合的な調査・検討結果を通知するが、以降の手続きについては年度毎に行う必要がある。

なお、それぞれの年度における貸付対象費用から補助金を控除した額に占めるふるさと融資の比率は35%（過疎地域等45%）以内でなければならない。

Q20 工事が複数年度にわたる事業において、複数年度分を一括して最終年度に貸し付けることは可能か。

A 原則として、各年度の事業費に対して、年度毎に申請し貸付実行を行うものとするが、事業者が希望し、地方公共団体もこれを認める場合については、複数年度分の事業費を最終年度の事業費に算入することができる。

また、最終年度への一括算入ではなく、ある年度分の事業費を次年度分の事業費に算入することも可能である。

なお、算入先年度での貸付を前もって約束するものではないので、予定どおりの借入ができない可能性があることについて、事業者十分に理解を求めておく必要がある。

Q21 工事が複数年度にわたる事業において、途中で貸付を行わない年度が生じてもよいか。

A 事業者が希望し、地方公共団体もこれを認める場合については、着手時に手付金を支払い、工事完了時に残り経費を支払う場合など、途中年度で事業費の支払が発生しないために貸付を行わない年度が生じることも認められる。

ただし、当該年度についても要綱第7条にいう4ヶ年度のうちに含まれるので留意されたい。

Q22 前年度までに事業が完了している事業は、貸付対象事業となるか。

A 貸付対象事業とはならない。

（6）用地取得に係る取り扱い等について

Q23 「用地取得費」の範囲はどうか。

A 固定資産に計上される購入価格等をいう。

この場合、購入価格とは、未造成地の場合は素地価格を、造成地の場合は造成後の価格をいう。

Q24 要綱第3条第1項第4号における「用地取得等契約」の「等」とは何か。

A 例えば借地権の取得が含まれるという意味である。

Q25 自社所有地への設備投資は貸付対象事業となるか。その場合、要綱第3条第1項第4号における営業開始要件の取扱いはどうなるのか。

A すでに所有している用地における設備投資も貸付対象事業となり得る。
この場合には、要綱第3条第1項第4号の適用はない。

Q26 用地取得の契約が2本以上になる場合、要綱第3条第1項第4号における「5年以内に貸付対象事業の営業開始」の取扱いはどうか。

A 貸付対象事業となった最初の用地取得の日から5年以内である。

Q27 初年度が用地取得のみの場合でも貸付は可能か。

A 初年度が用地取得費のみの事業については、原則として当該初年度の事業費（用地取得費）は対象外とされるが、工事請負契約等により貸付対象事業が実施されること及び当該事業に当該土地が利用されることが確認できる場合には、当該土地にかかる費用を当該年度（初年度）において対象とすることができる。

(7) 施設整備及び償還に係る資金について

Q28 設備投資に会員権販売代金を充当するような事業は貸付対象事業となり得るか。

A 原則として貸付対象事業となり得る。ただし、会員権販売代金は自己資金とみなし、民間金融機関等借入金の額には算入できない（会員権発行までのつなぎ資金の借入も同様）。

Q29 ふるさと融資又は民間金融機関等借入金の償還元金相当額に対して地方公共団体の補助が予定されている事業は貸付対象事業となり得るか。

A 元金の償還に地方公共団体が補助を行うことを予定している事業は、貸付対象事業となり得ない。

Q30 地方公共団体からの収入がある事業は、貸付対象事業となり得るか。

A 地方公共団体からの収入があることから直ちに貸付対象事業から除外されるわけではなく、借入金の償還財源が確保できるものについては、貸付対象事業となり得る。

(8) 社会福祉施設整備事業の取り扱いについて

Q31 社会福祉施設の整備は、貸付対象事業となり得るか。

A 貸付対象事業となり得る。
ただし、施設設置者の収入の大部分が措置費や施設運営補助金等で、その使途が限定されており、借入金の償還財源を確保できない場合は、貸付対象事業とはならない。

Q32 養護老人ホームの建設は、貸付対象事業となり得るか。

A 原則として、Q31 に基づいて考える。養護老人ホームについては、その施設収入の大部分が措置費であり、措置費は施設整備の償還財源に充当できないこととされているので、貸付対象事業とはなり得ない。

Q33 サービス付き高齢者向け住宅の建設は、貸付対象事業となり得るか。

A 老人保健施設、医療施設等と一体的に整備し、それらの事業と密接不可分な場合は、事業全体が貸付対象事業となり得る。
具体的な取扱いについては、財団にご相談いただきたい。

3 貸付対象者

Q34 要綱第4条における「法人格を有する団体」とは何か。

A 法人形態をとるものを広く対象とするという趣旨である。これまでの事例では医療法人（医療法による）、社会福祉法人（社会福祉法による）、学校法人（私立学校法による）、協同組合（中小企業等協同組合法による）、農業協同組合（農業協同組合法による）、NPO法人（特定非営利活動促進法による）等がある。

なお、医療法人、社会福祉法人、学校法人が実施する事業については、その内容や交付される補助金の性質等について精査が必要となるため、関係機関及び財団に事前にご相談いただきたい。

Q35 個人や任意団体は貸付対象事業者となるか。

A 貸付対象事業者は法人に限定されているので、貸付対象事業者にはならない。

Q36 JRは貸付対象事業者となり得るか。

A JR東日本、JR東海、JR西日本は貸付対象事業者となり得るが、JR北海道、JR四国、JR九州、JR貨物については貸付対象事業者とならない。

JR各社は昭和62年に民営化されたが、その際、衆議院・参議院において、JR各社に対する地方公共団体からの寄付金等支出（無利子融資を含む。）について「地方公共団体に対し、地方財政再建促進特別措置法第24条の趣旨を超えるような負担を求めないこと」とする附帯決議が付されたことから、個別のケースにつき総務省に対する事前協議の対象とされ、ふるさと融資についても認めないこととされてきた。しかし、その後JR本州3社については平成13年に完全民営化され、事前協議の対象から外されたことから、当該3社については、ふるさと融資の貸付対象事業者として位置づけられている。

Q37 第三セクターは地方公共団体の出資割合に関係なく貸付対象事業者となり得るか。

A いわゆる第三セクターについては、基本的には本制度の対象となり得るが、民間の活力を導入して地域振興を図るという本制度の趣旨に鑑み、国、地方公共団体の出資・出捐が100%である法人は、ふるさと融資の貸付対象事業者とはならない。

Q38 金融業を営む者は貸付対象事業者となり得るか。

A 銀行、証券会社、保険会社、貸金業者等金融業を営む者は、貸付対象事業者になり得ない。

Q39 法人として設立される前に借入申込をすることができるか。

A 法人として設立された後でなければ、地方公共団体へ正式に借入の申込みができない。

ただし、設立に許認可が必要な社会福祉法人等は、法人格が無くても設立申請書の写し等客観的に当該法人の設立が確実なことを確認できる場合には、借入の申込みをすることができる。

なお、貸付実行時には法人格が必要となるのは当然である。

Q40 同一事業者の行う複数の事業に対してふるさと融資を行うことは可能か。また、一事業者当たりのふるさと融資の限度額はあるのか。

A 同一事業者の行う複数の事業に対してふるさと融資を行うことは可能である。

また、ふるさと融資については、一事業当たりの融資限度額は定められているが、一事業者当たりの限度額は定められていない。

Q41 複数の法人を連帯債務者とすることによりふるさと融資を行うことは可能か。

A 可能である。ただし、構成員たる法人が多数存在する場合には、契約手続、事後管理等が極めて複雑となるので留意する必要がある。

4 貸付主体

Q42 同一案件について都道府県と市町村の両方からの借入れは可能か。

A できない。

5 貸付額

(1) 上限額について

Q43 「貸付対象事業が年度を越えて実施される場合であって、当該貸付対象事業が複数の施設を一体的・複合的に整備するものである場合」とは、どのような場合か。

- A 1 要綱第5条第1項但書で想定している事業は、「年度を越えて実施される場合」という要件と「複数の施設を一体的・複合的に整備するものである場合」という要件の2つの要件をともに満たすことが必要である。
- 2 「年度を越えて」実施される事業とは、事業の規模が大きいことなどにより、工事期間が概ね1年を超えるというような事業である。
- 3 「複数の施設を一体的・複合的に整備するもの」の具体的な例としては、次のようなものがある。
- (1) 工場と研究施設
 - (2) スポーツ施設と研修・宿泊施設
 - (3) 交通施設と商業施設

Q44 要綱第5条第5項にいう地域再生計画認定地域とは、どの地域を指すのか。

A 地域再生支援利子補給金又は特定地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために、地域再生法に基づき地域再生計画（以下「計画」という。）の申請をし、認定を受けた計画に係る地域（以下「認定地域」という。）をいう。

また、認定地域内で実施される事業であれば、計画に登載されていない事業であっても融資限度額の拡大の対象となる。

なお、企業の所在地等が認定地域内であっても、事業地が認定地域内になければ本措置の対象とはならない。

Q45 要綱第5条第6項にいう定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総務事務次官通知）に基づき協定を締結した中心市及び周辺市町村において実施される貸付対象事業とは、どのような事業を指すのか。

A 定住自立圏とは、人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、定住自立圏形成協定（以下「協定」という。）を締結した中心市と周辺市町村の区域を合わせた区域である。中心市は協定締結後、当該定住自立圏の将来像や連携する具体的事項等を記載した定住自立圏共生ビジョン（以下「ビジョン」という。）を策定することとなっている。

協定やビジョンには行政や民間の取組が記載されることとなるが、貸付対象事業となる民間の取組としては、協定やビジョンに位置付けられている取組又はこれに関連して行う取組であって、当該定住自立圏内において実施されるものを想定している。

なお、都道府県が貸付団体となる場合は、融資比率・融資限度額の引き上げ措置の対象とはならない。

Q46 要綱第5条第6項に定められている、定住自立圏における融資比率・融資限度額の引き上げ措置を適用するためには、いつまでに協定又はビジョンが締結（策定）されている必要があるか。

A 借入申込時に協定又はビジョンが締結（策定）されていなくても、貸付実行時までに締結（策定）されることを前提に、融資比率・融資限度額の引き上げ措置の適用を内容とする借入申込みをすることができる。

(2) 用地取得費等の算入限度額について

Q47 用地取得費の算入限度額の解釈について、具体例を挙げて説明してほしい。

A 用地取得費は設備の取得等に係る費用の1/3を限度として貸付対象事業費に含めることができる。具体的には次のような扱いとなる（通常の地域の場合）。

例1： 用地取得費 100 百万円
建物・機械設備 500 百万円

(合計) 設備の取得等にかかる費用 600 百万円

用地取得費 100 ($< 600 \times 1/3 = 200$) は、全額貸付対象事業費に算入
(この場合、補助金が0とすればふるさと融資貸付限度額は $600 \times 35\% = 210$)

例2： 用地取得費 300 百万円
建物・機械設備 300 百万円

(合計) 設備の取得等にかかる費用 600 百万円

用地取得費 200 ($= 600 \times 1/3$) まで貸付対象事業費に算入
[この場合、補助金が0とすればふるさと融資貸付限度額は (建物・機械設備
300 + 用地取得費 200) $\times 35\% = 175$]

Q48 付随費用の算入限度額の解釈について、具体例を挙げて説明してほしい。

A 付随費用に対するふるさと融資の貸付額は、ふるさと融資の貸付額の総額の20%未満（①試験研究開発用資産の取得等に係る費用及び当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用のみを貸付対象費用とする場合、②ソフトウェア開発事業若しくは情報処理・情報サービス事業である場合には50%未満）でなければならないとされている。実務上は、貸付対象事業費の算定時に次のとおり計算する取扱いである（「20%未満」が適用される事業の場合）。

例： 用地取得費・建物・機械設備費 600 百万円
付随費用 200 百万円
貸付対象費用の総額 800 百万円

この場合の貸付対象事業費総額は、付随費用を除く費用が8割以上であるから、

$$600 \div (1 - 0.2) = 750 \text{ 百万円未満であることが必要で}$$

貸付対象事業費の総額は749百万円となる。

このため、付随費用として認められる金額は、

$$749 - 600 = 149 \text{ 百万円 となる。}$$

[この場合、補助金が0とすればふるさと融資貸付限度額は $749 \times 35\% = 262$]

6 貸付期間等

Q49 ふるさと融資の貸付期間は、15年以内であれば何年でもよいのか。

A ふるさと融資は、長期の設備投資資金を提供することによって地域の振興を図るシステムであることから、その貸付期間は5年以上のものに限定している。

7 債権の保全等

Q50 要綱第10条の「民間金融機関等確実な保証人」の範囲を示してほしい。

A 確実な保証人を徴することは、不測の事態が発生した場合への貸付団体の行財政運営への影響を防ぐ趣旨であることから、「民間金融機関等確実な保証人」については以下の金融機関を想定している。政府系金融機関（日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫等）については保証金融機関と認めない。

- (1) 銀行
- (2) 信託銀行
- (3) 信金中央金庫
- (4) 信用金庫
- (5) 農林中央金庫
- (6) 日本政策投資銀行
- (7) 商工組合中央金庫

Q51 本制度における保証はどのような性格のものなのか。

A ふるさと融資の保証は連帯保証であり（要綱第10条）、主債務者が債務を履行しない場合、保証人は直ちに債務を履行しなければならないこととなる。

Q52 事業者等自体が東証一部上場企業である場合などは、保証は必ずしも必要ないのではないか。

A 本制度は民間金融機関等の保証を必須の要件としているところであり、上場の有無、財務内容如何にかかわらず、保証は必要である。

Q53 保証はふるさと融資の100%について必要か。

A ふるさと融資の貸付金元本100%及びこれに付帯する一切の債務（遅延利息等）についての連帯保証が必要である。

なお、いくつかの金融機関等から連帯保証を徴求することは差し支えないが、その保証額の累積により貸付金の100%保証とするなどの限度保証は認めないので留意されたい。

Q54 事業が複数年度にわたる案件について、年度により異なった保証人をたてることは可能か。

A 可能である。

Q55 地方公共団体が保証金融機関等との間でふるさと融資に係る損失補償契約を締結することは可能か。

A 地方公共団体が保証金融機関等に対し損失補償を行うことは、債権保全を図るといふ保証本来の趣旨を事実上無意味にするものであり、このような事業については、ふるさと融資の対象とはしない。

なお、地方公共団体の長等が個人的に第三セクターに係る債務の保証等を行うことは、長等の公的役割からみて不相当と考えられている。

Q56 保証料のガイドラインはないのか。

A 保証料は保証金融機関と事業者等との間の相対契約によるものであるので、ガイドラインを示すことは考えていない。

ただし、保証料が一般の水準より著しく上回る場合は、低利資金を供給することにより地域振興を図るといふ本制度の趣旨に反することになるので、保証金融機関には配慮をお願いしたい。

Q57 物的担保は民間金融機関等の保証があるので不要であるが、財団あるいは貸付団体として保証金融機関と事業者等との間の担保関係の把握はどうするのか。

A 保証金融機関と事業者等との間の担保関係は両者の問題であり、財団や貸付団体が把握する必要はない。

8 民間金融機関等借入金

Q58 民間金融機関等からの借入を行わずに、ふるさと融資を利用することはできるか。

A ふるさと融資の趣旨は、「地方公共団体が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与する」（要綱第1条抜粋）というものであり、民間金融機関等からの借入を行わないといった状況は想定していない。

Q59 民間金融機関等借入金の貸付期間及び据置期間は、それぞれふるさと融資の貸付期間及び据置期間と合わせなければならないのか。

A 合わせる必要はない。

Q60 地方公共団体からの借入を民間金融機関等借入金に含めることができるか。

A 含めることができる。

Q61 グループ会社等からの借入を民間金融機関等借入金に含めることはできるか。

A 必要性が十分認められる場合は、含めることができる。
ただし、個人からの借入は含めることができない。

Q62 入居保証金、建設協力金、転換社債及び補助金・助成金を民間金融機関等借入金に含めることができるか。

A できない。
ただし、普通社債（私募債を含む。）については含めることができる。

Q63 工業用地等を、割賦支払い方式で譲渡を受ける場合、当該債務を民間金融機関等借入金に含めることができるか。

A 含めることができる（利子分を除く。）。
なお、鉄道建設・運輸施設整備支援機構との共有持分方式で船舶を建造する場合に

も一定の条件を満たせば船舶建造のための事業費全体が対象となり得る。

Q64 地方公共団体が民間金融機関等借入金部分に損失補償を行っている場合、ふるさと融資の対象となるか。

A 対象とはしない。

9 財政措置等

Q65 地域総合整備資金貸付事業に係る交付税措置の内容はどのようなものか。

A 地方公共団体が融資資金を円滑に確保できるよう資金は起債でまかなわれるが、起債同意された（届出地方債にあつては協議をしたならば同意を得られることとなると認められた）一般事業（地域総合整備資金貸付分：充当率100%）に係る地方公共団体の利子負担分の75%（用地取得費に係る部分は50%）については、特別交付税により措置される。

Q66 地方債の一般事業（地域総合整備資金貸付分）のレートは全国一律か。

A 地方債の一般事業（地域総合整備資金貸付分）は銀行等引受け資金又は地方公共団体金融機構の資金が充当されるので、そのレートは各貸付団体と引受機関との折衝により決定されるものであり、一律ではない。

Q67 実質公債費比率が18%以上の地方公共団体は、本制度を利用できないのか。

A 実質公債費比率が18%以上である地方公共団体は許可団体になる。

この中で実質公債費比率が25%未満の団体のうち、公債費負担適正化計画を策定し、その内容が適正なものであり、その実施が着実に進んでいる団体については、地方債の許可を受けることが可能であり、本制度が利用できる。

また、実質公債費比率が25%以上であるなど財政健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である団体については、当該団体の財政健全化計画の内容、その実施状況に応じ地方債の許可を受けることが可能であり、本制度の利用が可能である。

Q68 貸付団体が借入人から地方債の利息の交付税不算入額相当額を寄付金等の名目で義務付け徴することは可能か。

A 無利子資金と民間金融機関等借入金により長期低利の資金を供給するふるさと融資制度の趣旨から、かかる措置は行うべきではない。

Ⅱ 融資の申込から貸付実行までの手続き

1 融資の申込及び地方公共団体における検討

Q69 複数の都道府県、市町村にまたがる案件の申請はどこへ行うべきか。

A 原則として当該案件の主たる事業を行う都道府県又は市町村に借入れの申込みをすることとなる。具体的な取扱いについては、財団にご相談いただきたい。

Q70 市町村の貸付限度額未満の案件は都道府県、市町村のいずれに申し込んでもよいのか。

A 都道府県又は市町村のいずれに申し込んでも差し支えない。

Q71 ある案件について、事業ごとに区分して資金計画を立てているが、そのうち1事業のみを貸付対象事業とすることは可能か。

A 可能である。

Q72 事業の着手時期についての留意点はあるか。

A 事業者が本制度の利用を希望する場合は、地方公共団体へ本制度の利用について協議する必要があるが、この協議は制度の趣旨から事業着手前に行うことが望ましい。いつをもって事業着手時期とするかは、具体的には以下のとおりである。

- 1 建築等請負契約に記載された着工日（この日までに建築確認等事業遂行上必要な許認可がおりていない場合には当該許認可の通知日）
- 2 事業が機械設備の導入のみである場合には、当該機械設備の導入に係る売買契約の締結日
- 3 用地取得を行う場合には、当該用地取得等に係る売買契約の締結日

なお、地方公共団体が地域振興に貢献すると認める場合は、事業着手後であっても貸付対象事業とすることとして差し支えない。

ただし、事業完了後に協議があった場合は認められない。事業完了の日は、建物及び設備等の引き渡し完了した日とする。

Q73 要綱は各地方公共団体ごとに制定しなければならないのか。

A 要綱はふるさと融資制度の根幹をなすものであることから制定しなければならない。

Q74 地方公共団体が要綱を作成するに当たっての留意事項は何か。

A ふるさと融資は全国的に統一的な制度の運用を行う必要があることから、地方公共団体が要綱を作成するに当たっては、総務省からの通知に示された要綱に準じて作成することが必要である。

なお、当該地方公共団体が他の融資制度との関係等から独自に条項を追加する必要がある場合等、要綱作成に当たってアドバイスが必要な場合は、財団までご相談いただきたい。

Q75 地域振興民間能力活用事業計画を作成するに当たっての留意事項は何か。

A 1 地域振興民間能力活用事業計画は、平成25年4月11日付け事務連絡「地域総合整備資金貸付要綱の送付について」にその様式が定められており、この様式に従い、事業者等からの借入申込みのあった時点で地方公共団体が作成することとされている。

2 「貸付対象事業の概要」等については、借入希望者の申し出をもとに作成する一方、「当該団体において支援しようとする趣旨・目的」における「当該事業の基本計画等での位置づけ等」及び「当該事業による地域の振興効果等」については、以下の要領で作成する。

(1) 「当該事業の基本計画等での位置づけ等」

ア 地方公共団体が作成するマスタープランの中で、当該事業をどのように位置づけられるかを記載する。

イ 特定課題達成のために構想されているプロジェクトの一環をなすと位置づけられる場合には、当該関連プロジェクトについても記載する。

(2) 「当該事業による地域の振興効果等」

ア 当該事業の地域振興に果たす役割として、直接効果と間接効果、経済効果と非経済効果のなかで特にどの側面、どのような効果を重視し支援を行うのかを具体的に記載する。

イ 地域の特性（自然、文化等）を生かし、地域社会と調和するといった側面で特徴があれば、この点も記載する。

ウ 当該事業が、地方公共団体が行う公共事業やふるさとづくり事業等他の事業と関連して、地域振興目的を果たす場合には、これら関連事業についても記載する。

2 案件の財団への送付

Q76 地方公共団体が財団へ案件を提出する時期はいつか。

A 総合的な調査・検討依頼は、ふるさと融資の決定時期にかかわらず随時受け付けている。

Q77 民間金融機関等借入金の融資機関、保証金融機関等が未定で財団に総合的な調査・検討依頼書を提出してもよいのか。

A 差し支えない。
ただし、財団内での案件検討会までには決定している必要がある。

Q78 要綱第14条にいう「その他貸付審査に当たり必要な補足資料」とは何か。

A 例えば次のような資料である。

- 1 新旧設備比較表
- 2 役員概要書
- 3 人件費に係る説明資料
- 4 部門別の大口取引先一覧表
- 5 パンフレット（会社概要、製品案内等）
- 6 貸付対象施設の完成予想図
- 7 親会社がある場合は、親会社の情報（会社概要、決算書等）
- 8 事業に必要な許認可等の取得状況（建築確認通知書（写）等）
- 9 設備投資費用の決定状況（工事請負契約書（写）等）

3 財団における総合的な調査・検討

Q79 財団の総合的な調査・検討に際して、その事業についての実査は行われるのか。
また、経営者に対するヒアリングは行われるのか。

A 原則として全案件について行われる。

Q80 地方公共団体が定めた「地域振興民間能力活用事業計画」について、財団の総合的な調査・検討を経るなかで、計画に一部修正が生じた場合、同事業計画を修正する必要はあるのか。

A 原則として必要である。

Q81 貸付対象事業として不適当と判断された場合、再度計画を変更して申請してよいか。

A 当該事業が要綱等に合致するように計画の変更ができるのであれば、再度申請することは可能である。

Q82 後年度に実施される事業について、財団において総合的な調査・検討を行うことは可能か。

A 事業者が希望し、地方公共団体が認める場合は、次年度分に限り可能である。
また、複数年度にわたる事業についても、当該年度及び次年度分の総合的な調査・検討を行うことができる。

Q83 財団における「案件検討会」とは何か。

A 「案件検討会」は、地方公共団体から依頼のあった案件が貸付対象事業としてふさわしいか財団として専門的な見地から調査・検討を行うものである。

Q84 「地方公共団体金融機構地方支援調査委員会」とは何か。

A 地方公共団体金融機構が設置する外部専門家を中心とする委員会において、財団の実施する貸付対象事業についての総合的な調査・検討を行うものである。(財団におけ

る「調査委員会」は廃止。)

Q85 財団の総合的な調査・検討に先立って、ふるさと融資に係る予算措置は必要か。

A 財団の総合的な調査・検討の対象となる案件は、予算措置済のもの及び予算措置が見込まれるものである。この場合、当初予算に計上することも可能であるし、補正予算により措置することもできる。

4 貸付決定から貸付実行までの手続き等

(1) 貸付決定及び通知

Q86 複数年度にわたる貸付けの場合、(1) 貸付決定通知、(2) 金銭消費貸借契約の締結は年度ごとに行うのか。

A (1) 年度ごとに借入申込及び総合的な調査・検討依頼を行った場合は、年度ごとに貸付決定を行う。

また、当該年度及び次年度分の借入申込及び総合的な調査・検討依頼を行った場合は、地方公共団体の判断により当該年度に次年度分の貸付決定通知を行うことも可能である。

(2) 年度ごとに行う。

Q87 財団の調査・検討の結果は、地方公共団体あてにどのような形式で通知されるのか。

A 貸付対象事業として適当な場合においては、地域総合整備資金貸付に係る総合的な調査・検討結果通知書として財団理事長名で都道府県知事及び市町村長あてに通知される。

また、適当と認められた事業については下記事項を明記する。

対象事業	〇〇事業
対象事業者	〇〇(株)
貸付年度	平成〇年度
貸付金額	金〇〇〇円
貸付予定時期	平成 年 月
貸付期間	第1回償還期日 平成 年 月 日
最終償還期日	平成 年 月 日
償還条件	1回当たり償還額 〇〇千円×△△回
最終償還額	〇〇千円
連帯保証人	〇〇銀行

Q88 財団からの調査・検討結果の通知後、地方公共団体が貸付決定するまでの間に、事業計画や資金計画に変更があった場合、どのように処理することが妥当か。

A 事業計画や資金計画は、財団が総合的な調査・検討を行ううえで不可欠な要素であり、その変更内容によっては再検討の必要性が生じることもある。地方公共団体において、変更理由、変更内容等を十分把握し、地方公共団体の対応方針案を明確にしたうえで財団と相談していただきたい。

(2) 貸付事務委託契約

Q89 財団との事務委託契約の締結に当たって、どのような書類が必要か。

A 原則として、以下のとおりである。

- 1 貸付事務包括委託契約証書（「甲」欄に記名押印のもの） 2通
- 2 償還金の振込を受ける口座の通知 1通
- 3 貸付決定通知書（写） 1通

なお、平成23年4月1日に従来の「事務委託契約」を「貸付事務包括委託契約」へ改正したが、既に貸付事務包括委託契約を締結している貸付団体は、「1」は不要となる。

Q90 貸付事務包括委託契約に基づき財団が委託を受ける範囲はどこまでか。

A 原則として、以下のとおりである。

- 1 貸付金の支出
- 2 償還金（繰上償還金、遅延利息、連帯保証人から受ける償還金を含む。）の徴収

Q91 貸付事務包括委託契約は、必ず締結するのか。

A 締結する必要がある。

Q92 貸付事務包括委託契約は、案件ごとに締結するのか。

A 従前は、年度ごとに事務委託契約を締結していたが、平成23年度からは、貸付団体ごとに1貸付事務包括委託契約を締結することとした。一度貸付事務包括委託契約

を締結した後は、当該契約に基づいて貸付実行・償還事務を実施するため、貸付実行を行う年度ごとに事務委託契約を締結する必要はない。

Q93 事務委託契約を貸付事務包括委託契約へ改正（平成23年4月1日）したことに伴い、既に貸付実行した案件に係る事務委託契約は、新たに貸付事務包括委託契約を締結し直す必要があるのか。

A 新たに貸付事務包括委託契約を締結する必要はないが、新規案件に係る契約が発生した際に、既に貸付実行した案件に係る契約を貸付事務包括委託契約へ改めていくこととする。（改正後の貸付事務包括委託契約第16条により従前の契約は合意解除することとなる。）

【抜粋】地域総合整備資金貸付事務包括委託契約書

第16条 甲乙間に本契約締結前に締結した地域総合整備資金貸付事務委託契約がある場合には、当該契約は本契約の締結をもって合意解除したものとみなし、以降本契約によるものとする。

Q94 徴収事務の委託について告示は必要か。

A 歳入の徴収事務を私人に委託したときは、地方公共団体の長は、事務委託契約を締結後、速やかにその旨を告示する必要がある（地方自治法施行令第158条第2項）。

Q95 貸付事務包括委託契約はいつまでに締結しなくてはならないのか。

A 遅くとも、貸付予定事業に係る金銭消費貸借契約の締結の時までにはなされなければならない。

なお、貸付事務包括委託契約締結から金銭消費貸借契約締結までには、貸付団体から財団への借入人の金融機関の口座の通知、金銭消費貸借契約証書記載内容の確認等時間的余裕を必要とする手続も含まれていることから、実務上は、両者の間に相当の準備期間を見込んでいただきたい。

(3) 貸付実行

Q96 ふるさと融資の貸付実行に当たって、留意すべき事項は何か。

A 貸付実行は、当該年度の対象事業費の支払いと民間金融機関等からの借入が共に完了していることを基本とする。ただし、貸付団体が特に必要と認める場合は、対象事業費のうち、大きなウェイトを占める建設費・設備費の支払日の概ね1カ月前の日以降の日において貸付実行することができる。なお、貸付対象事業費に係る支払いと民間金融機関等からの借入が、当該年度（出納整理期間を含む）までに完了することを確認する必要があるため留意すること。

さらに、銀行が繁忙となる月末（特に期末）等は、借入人の金融機関の口座への資金交付が遅れる恐れがあるため、貸付実行日とすることは避けることが望ましい。

Q97 貸付対象事業費の支払い又は民間金融機関等からの借入が、年度末までに完了しなくなった場合の貸付実行はどのようなになるのか。

A 工事の遅延等が原因で貸付対象事業費の支払い等が年度末までに完了しないことになった場合は、貸付実行年度を翌年度へ繰越すことになる。

なお、地方公共団体の出納整理期間内（翌年度の5月31日まで）に貸付対象事業費の支払い等が完了し、かつ貸付実行を行う場合は、翌年度へ繰越を行わず、当該年度分として貸付実行する。特に、事業費支払完了前に貸付実行を行う案件については、請求書及び融資決定証明書等により出納整理期間内に貸付対象事業費の支払い等が完了することを確実に確認していただきたい。

Q98 借入人に対する資金交付はいつの時点をもって行われたことになるのか。

A 財団から借入人の金融機関の口座に資金が振り込まれた時点である。

Q99 金銭消費貸借契約時に印鑑証明書を徴求するに際しての留意事項は何か。

A 印鑑証明書は、法人の管轄登記所が発行する書類で、これにより、借入人及び保証人の印影、住所、法人名、代表者の役職名及び氏名を確認する。

徴求時の留意事項は次の2点である。

- 1 借入人、保証人について漏れなく徴求しているか。

2 発行日は金銭消費貸借契約締結予定日から3ヶ月以内か。

なお、登記上の代表者役職名については、「代表取締役社長」ではなく「代表取締役」、「理事長」ではなく「理事」、「取締役頭取」ではなく「代表取締役」というように、日常的に使用している名称とは異なる場合も多いので、金銭消費貸借契約書等の作成時には留意されたい。

Q100 第三セクターの代表者が貸付団体の長である場合、金銭消費貸借契約締結上の留意点は何か。

A 民法第108条の規定により双方代理は禁止されている。したがって、この点を考慮し有効な金銭消費貸借契約を締結するには、以下のいずれかによる必要がある。

- 1 第三セクターにおいて代表権を有する者を数名おくことにより、貸付団体の長以外の代表者名において金銭消費貸借契約を締結する。
- 2 貸付団体の長が、金銭消費貸借契約の締結を副知事、副市町村長等に委任することにより、貸付契約を行う。

Q101 金銭消費貸借契約締結時に借入人から取締役会議事録の写しを徴するのはどのような場合か。

A 借入人が「多額の借財」を行う場合には、取締役会の議決が必要である。(会社法第362条第4項)

どの程度が多額の借財かは、借入人の資本、事業規模等に即して個別・具体的に判断されるべきであるが、借入人が新設会社等で事業費総額の全額を借入金で調達する場合や借入人が赤字企業である場合には、これに該当するものとして議事録を徴求しておくのが無難である。

取締役会議事録には、ふるさと融資（民間金融機関等借入金分を含む）による借入れが、会社法第362条第4項による「多額の借財」に該当することから取締役会を開催する旨の記載、開催日時・場所、決議内容（貸付地方公共団体、借入れの目的、借入金額、借入期間も明示）の記載及び出席した取締役並びに監査役の署名が必要である。

なお、取締役会の決議は、利害関係を有する取締役を除く取締役の過半数の出席及びその取締役の過半数の賛成を要する（定款でこの要件が加重されている場合には、それによる）（会社法第369条参照）。

Q102 金銭消費貸借契約証書一般約款第11条の「契約に関する一切の費用」とはどのような費用をいうのか。

A 償還金を財団に払い込むために必要な費用、変更契約等締結に必要な印紙代等、借入金がすべて償還されるまでに生じる一切の費用をいう。

Q103 金銭消費貸借契約証書一般約款第8条の「数個の給付をなすべき場合」、「甲からの借入金債務が他にもある場合」とは、それぞれどのような場合か。

A 「数個の給付をなすべき場合」とは、借入人が一つの金銭消費貸借契約に係る償還を複数回にわたって行わず、これら各々の債務について償還の義務を負う場合等であり、「甲からの借入金債務が他にもある場合」とは、借入人が当該貸付団体から他にも借入れを行っている場合（ふるさと融資の借入れのほか、他の制度融資により借入れを行っている場合を含む）をいう。

Q104 金銭消費貸借契約締結時に借入人、保証人に対して交付する書類にはどのようなものがあるのか。

- A 1 借入人に対しては次の書類を交付する必要がある。
- (1) 金銭消費貸借契約証書副本
 - (2) 地域振興民間能力活用事業計画（写）
- 2 上記1のうち(2)の地域振興民間能力活用事業計画（写）を借入人に交付する趣旨は、借入人が地域振興民間能力活用事業計画に反した場合には金銭消費貸借契約証書一般約款第6条第2項第1号に定める繰上償還請求事由に該当することから、借入人に対して地域振興民間能力活用事業計画の内容を周知させておく必要があるためである。
- 3 保証人に対しては次の書類を交付する必要がある。
- (1) 金銭消費貸借契約証書正本（写）（裏面に一般約款の記載のあるもの）
 - (2) 地域振興民間能力活用事業計画（写）
- 4 上記3のうち(1)については、保証書上、「…金銭消費貸借契約に基づき…保証いたします。」の記載があり、後日のトラブルを避けるため、交付するものである。

Q105 金銭消費貸借契約証書における印紙は正本、副本ともに必要か。

A 以下の理由により、正本（貸付団体が保管する方の証書）のみ印紙を貼付する必要がある。

金銭消費貸借契約の締結に当たっては、債権者たる貸付団体と債務者たる事業者と

の間でお互いに契約証書を作成し、差し入れ合うことが想定されている。この場合、正本は事業者が作成し貸付団体に差し入れることとなるので、正本については、その作成者に印紙税の納税義務が発生する（印紙税法第3条第1項）。一方、副本については、貸付団体が作成し事業者に差し入れることとなるので、印紙税法第5条第2号の非課税文書となり、印紙を貼付する必要はない。

Q106 金銭消費貸借契約証書の誤記はどのような方法で訂正するのか。

- A 訂正部分を訂正前の状態が分別できるように2本線で消し、証書の欄外に「本葉中〇〇字抹消〇〇字挿入」と記すとともに、契約当事者双方の訂正印を押印する。
なお、金額の訂正を行ってはならない。

Q107 保証書はだれの名前で差し入れられるのか。

- A 1 ふるさと融資の保証人は、民間金融機関等の法人であり、当該法人の代表者、支配人等保証書を差し入れる権限を有する者の名前で差し入れることとなる。
2 この権限の有無は資格証明書等により確認する。
3 保証書の保証人欄の記載は、次のとおり代表者名か支配人等名かによって異なる。
(1) 法人の代表者名により差し入れられる場合の記載
保証人の本店所在地
保証人の名称
代表者であることの表示 代表者氏名
(2) 法人の支配人等の名で差し入れられる場合の記載
保証人の本店所在地
保証人の名称
(代表者であることの表示 代表者氏名)
保証人の支店等所在地
(保証人の名称、支店名)
支配人等の表示 支配人等氏名
() 内は省略可能な記載事項である。

Q108 貸付団体から借入人の口座に資金が届くまでどれくらいの時間を要するのか。

- A 貸付金は貸付団体から財団の口座を經由して借入人の口座へ振り込まれることとなるが、財団においては即日処理を行う。しかしながら、金融機関における事務処理等に時間を要することもあり得るので、余裕を見て貸付日を設定することが望ましい。

Q109 貸付実行に関して、事務委託契約の各条項による書類以外に、貸付団体の財務規則上、必要な書類等がある場合、財団はどのように対応するのか。

A 全国的に統一された事業処理を行うことが望ましいが、財団に相談いただければ、貸付団体の要望に沿って対応することとしている。

Q110 貸付対象事業が遅延したため、予算上、当該貸付金について繰越措置を行う場合、どのようにすればよいのか。

A 予算執行の適正を期する観点等から繰越明許費の制度によることが原則であるが、遅延理由や遅延内容にはさまざまなものが考えられるので、財団に事前に相談していただきたい。

Q111 貸付団体が本制度に係る特別会計を設ける必要はあるか。

A 償還金を財源として再び貸付に充てるという貸付金制度と異なり、本制度は一般会計で運用することが想定されている。

(4) 借入人からの報告等

Q112 計画どおり事業が遂行されたか否かの確認は、だれがどのように行うのか。

A 借入人から提出される「地域総合整備資金貸付対象事業完了報告書」により、貸付団体及び財団の双方において確認する。

Q113 雇用確保の事後確認はどのように行うのか。

A 原則として稼働後（営業開始後）、事業者等から提出される「地域総合整備資金貸付対象事業完了報告書」の「新規雇用者増加数」の項目により確認することとなる。

なお、貸付実行から営業開始までに時間を要する場合は、財団にご相談いただきたい。

Ⅲ 貸付金の管理等

1 貸付金の償還

Q114 償還事務の流れはどのようになるのか。

A 財団は、貸付団体との事務委託契約により借入人からの償還金の徴収事務の委託を受けており、その事務の流れは次のようになる。

- 1 財団は、調定を行った後、借入人に対し償還期日の20日前までに納入通知書を送付する。
- 2 貸付団体は、財団に対し、あらかじめ、財団が収納した償還金の払込みを受ける貸付団体の金融機関を通知する。
- 3 財団は、借入人から収納した償還金を上記2の金融機関に払い込む。

Q115 借入人が償還を行う場合、どの時点で償還があったとみるのか。

A 財団に払込みがあった時点（財団の口座に入金があった時点等）で償還があったとみなされる。

Q116 借入人は金銭消費貸借契約証書記載の償還期日でないと償還を行えないのか。

A 貸付団体の承認を受けて、償還期日より前に償還を行うことができる（金銭消費貸借契約証書一般約款第6条第4項）。

なお、償還期日より前に償還を行う場合には、事前に財団に相談していただきたい。

Q117 償還期日が休日又は銀行の休業日に当たる場合、償還期日は当然に翌営業日となるのか。

A 金銭消費貸借契約証書一般約款第4条は、「償還期日が休日又は銀行休業日に当たる場合で、借入人がそれらの日の次の銀行営業日に入金したときは、この契約による償還期日に入金したものとみなす。」と規定している。すなわち、償還期日が当然に翌営業日まで伸びるのではなく、「次の銀行営業日に入金したとき」にのみ償還期日が翌営業日であると同様の効果を生ずるものである。したがって、「次の銀行営業日」に入金なかった場合には、遅延利息の起算日は金銭消費貸借契約上の償還期日の翌日と

なることに留意する必要がある。

Q118 借入人が償還金を財団に払い込む場合、手数料等はだれの負担となるのか。

A 金銭消費貸借契約証書一般約款第11条第1項に基づき借入人の負担となる。

Q119 借入人が貸付金に係る債務のすべてを返済した場合、貸付団体はどのような事務を行うのか。

A 以下の事務を行う。

1 借入人に対する貸付債権の消滅に係る処理

(1) 金銭消費貸借契約証書正本に済証書であることを記載のうえ、借入人に交付し、受領書を受け取る。

(2) 必要な場合には、弁済証を作成し、上記正本とあわせて交付する。

2 保証人に対する被保証債権の消滅に係る処理

(1) 貸付債権が消滅した旨の通知書を作成する。

(2) 保証書と(1)の通知書を保証人に交付し、受領書を受け取る。

なお、弁済証・通知書の様式が不明な場合は財団に問い合わせ願いたい。

2 延滞及び遅延利息等

Q120 償還が一日でも遅れると遅延利息が発生するのか。

A 発生する。

Q121 繰上償還金が償還期日に償還されない場合も遅延利息は発生するのか。

A 繰上償還に係る納入通知書に記載する償還期日を過ぎても繰上償還金が償還されない場合、当該期日の翌日以降、遅延利息が発生する。

Q122 本制度上の遅延利息は自治法上の延滞金と異なるのか。

A 私法上の債権に係る本制度上の遅延利息は、公法上の債権に係る自治法第231条の3にいう延滞金とは、性格を異にする。

Q123 延滞が発生した場合、貸付団体はどのように対応すればよいか。

A 貸付団体は、財団からの延滞発生連絡に基づき、借入人に対して支払督促を行う。ただし、事業者の業績不振等により償還が困難な場合は、債権保全のため、繰上償還請求又は保証人に対する保証債務の履行請求を行う必要がある。このような場合、財団は貸付団体に対して必要なアドバイスを行うので、ご相談されたい。

Q124 貸付金の償還が遅れ、償還すべき元本と遅延利息の合計額に満たない資金の払込みがなされた場合、元本と遅延利息のどちらに先に充当するのか。

A 元本と遅延利息の弁済充当順序については、当事者の合意がある場合には、これに従い、当事者の合意のない場合には、民法第491条第1項により、遅延利息、元本の順に充当されることとなる。

ふるさと融資については、事前の当事者間の合意がない（金銭消費貸借契約証書一般約款上記載がない）ので、原則として民法による充当がなされる。

なお、元本、遅延利息のいずれを先に充当するかによって、財団が借入人から徴収すべき金額が異なるため、貸付団体において元本優先充当とする場合には、事前に財団に連絡していただきたい。

3 繰上償還等

Q125 繰上償還の請求を行うかどうかの判断はだれが行うのか。

A 債権者である貸付団体の長が、借入人又は保証人が貸付要綱第13条第2項又は金銭消費貸借契約証書一般約款第6条第1項若しくは第2項に規定する繰上償還請求事由を有するとの判断に至った場合、繰上償還請求を行うことができる。

この場合、財団は、可能な限り関連情報を提供し、必要な場合には助言等することにより、長の判断に資するよう支援していくこととしている。

Q126 繰上償還請求決定通知書及び督促状等の送達は、貸付団体が直接行うのか、財団に行わせるのか。

A 貸付団体が行う。

Q127 繰上償還事由に地域振興民間能力活用事業計画違反を挙げているが、借入人との間に拘束力はあるのか。

A 地域振興民間能力活用事業計画違反は、金銭消費貸借契約証書一般約款第6条第2項第1号で繰上償還事由となっており、借入人に対して拘束力はある。

Q128 借入人の側から繰上償還したい旨の申し出があった場合、どのように対応するのか。

A 金銭消費貸借契約証書一般約款第6条第4項により、借入人は貸付団体の承認を受けて、借入金の全部又は一部について自発的な繰上償還を行うことができる。

Q129 保証債務履行請求の時期はいつか。

A 金銭消費貸借証書一般約款第6条第1項又は第2項に規定する事由に該当したとき等、事業者の期限の利益が失われた場合、償還期日の翌日から保証債務履行請求ができる。実際は貸付団体が債務者による弁済能力の有無を判断したうえで、保証人に対し保証履行の請求を行うが、様々なケースが考えられるので財団にご相談いただきたい。

Q130 繰上償還の場合におけるふるさと融資に関する地方財政措置の取扱いはどうか。

A ふるさと融資については、その原資は転貸債で措置され、貸付団体の負担する金利の一部は交付税措置されている。

ふるさと融資の繰上償還がなされた場合、これらの措置の前提が失われるので、見合い額の地方債の繰上償還及び交付税措置の是正等適切に対応する必要がある。

4 貸付条件等の変更・借入人からの報告等

Q131 金銭消費貸借契約一般約款第9条第5項により報告義務のある「乙（事業者）又は保証人の資産若しくは事業の状況に重大な変化が生じたとき」とは具体的にどのようなときか。

A 具体的には、事業者又は保証人において合併、会社分割、事業譲渡、休・廃業等が行われるときや、事業者において対象設備の売却、減資、保証人の変更等が行われるときである。

このような事態においては、貸付団体において債権の保全上適切な事務処理が求められるため、貸付団体においても事業者の動向の把握に努めていただき、事態が予測される場合はできるだけ早期に財団にご相談いただきたい。

Q132 借入人が、最終期限の延長や償還金額の軽減等の貸付条件の変更を希望した場合は、どのように対応したらよいか。

A ふるさと融資においては、一般的にこのような貸付条件の変更は想定されていない。ただし、天災等、事業を行う者が事業計画時に通常想定する範囲外の事項が要因となり、条件変更を行うことがやむを得ないものと認められる場合については、貸付団体は保証行と協議のうえ、個別に財団にご相談いただきたい。

Q133 借入人が東日本大震災の被害により貸付条件の変更を希望した場合は、どのように対応したらよいか。

A 借入人が直接あるいは間接的に東日本大震災の被害を受け、貸付団体がやむを得ないと認める場合は、以下のとおり償還を猶予することなどの対応が可能であるので、個別に財団にご相談いただきたい。

1 支援対象事業者

- (1) 震災により、ふるさと融資対象施設に損害が生じた事業者
- (2) 震災により、ふるさと融資対象施設に直接の損害はないが、事業活動に必要な道路、鉄道、電力、ガス、水道等の社会基盤施設が損壊したこと又は風評被害等により事業活動に著しい制限を受けた事業者

2 留意事項

償還猶予措置を講じるに当たっては、次のような点について留意の上、判断して

いただきたい。

- ・ 償還猶予期間終了後の償還方法は、償還猶予した金額を当初償還金額に上乗せし、引続き元金均等半年賦償還とする。
- ・ 同措置については、事前に保証行と協議する必要がある。
- ・ ふるさと融資について、償還猶予措置を講じたとしても、原資の地方債の償還は当初計画どおり行う必要があるため、貸付団体において資金手当が必要になる可能性がある。

Q134 ふるさと融資実行後、民間金融機関等借入金部分の一部について他の民間金融機関等が肩代わりすることは可能か。

A 可能である。

Q135 本制度の貸付金が融資比率限度以下であることをどのようにして確認するのか。

A 以下の書類により確認する。

- 1 決定前 借入申込資料
- 2 貸付実行前 地域総合整備資金貸付金の交付に係る状況報告書

Q136 金銭消費貸借契約証書一般約款第9条第4項の決算書類とはどのような書類をいうか。

A 株式会社にあつては、事業報告（書）、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、附属明細書等を、公益法人等にあつては、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等を、その他の法人にあつては、それぞれの関係法令等に定める決算書類等をいう。

これらの決算書類はふるさと融資の貸付対象事業を含め貸付対象事業者の財務状況や経営成績を示す重要な資料であり、債権管理上債権者として必ず徴求し、その内容を継続的に把握しておく必要がある。

貸付団体においては、これらの書類も含め決算期ごとに事業者等から実際に決算説明を受けることが望まれる。

お問い合わせ先

財団法人地域総合整備財団 <ふるさと財団>

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-5-6 新平河町ビル

TEL: 03-3263-5586 FAX: 03-3263-5732

URL: <http://www.furusato-zaidan.or.jp/>

e-mail: furusato@furusato-zaidan.or.jp